

「別海町畜産環境に関する条例」を制定しました

町では、近年発生した家畜ふん尿の河川への流出など、漁業に悪影響を及ぼしかねない畜産関係の事故等を踏まえ、「別海町畜産環境に関する条例」を制定しました。

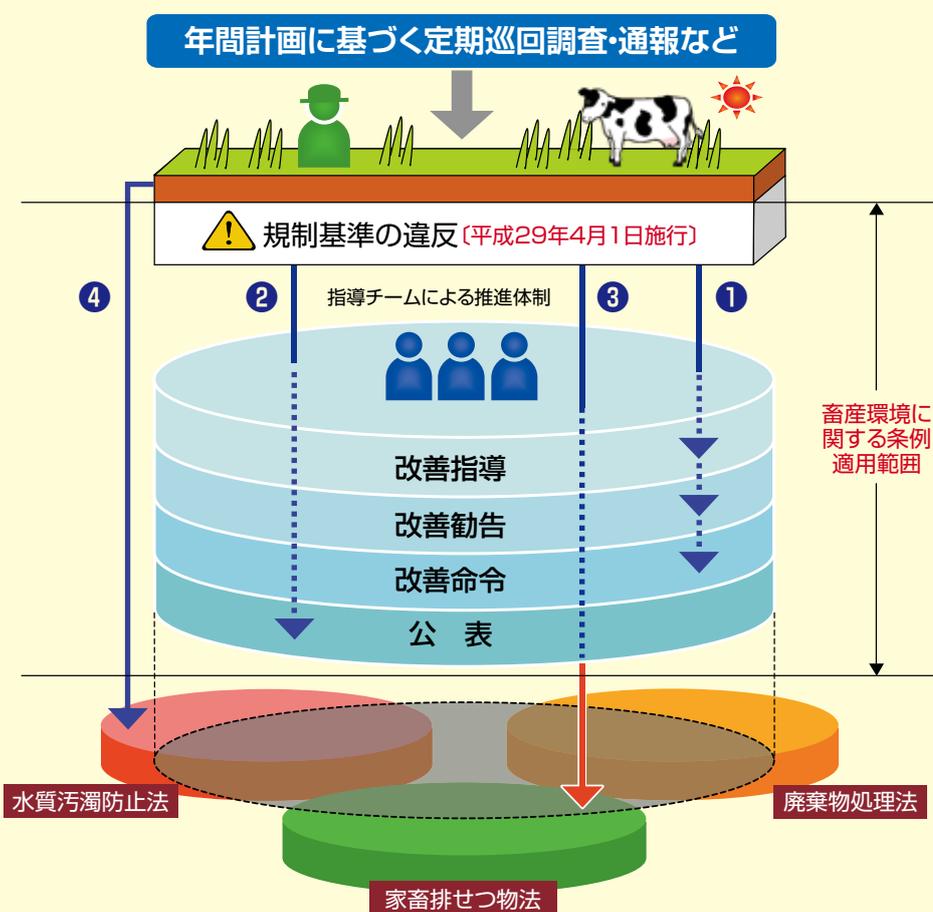
本条例は、基本となる理念や、町、事業者及び農業団体の責務のほか、施策の基本事項や事業者が守るべき規制基準などを定めることにより、河川などの良好な水環境を保全し、農業と漁業が将来にわたり共存共栄しうる社会を構築することを目的としています。

また、本条例は本年4月1日から施行しますが、農業者の規制に係る部分については3年間の猶予期間を設け、この期間において、農業者への施設整備支援や、家畜ふん尿処理に係る研究、意識啓発事業など必要な対策を実施していきます。

なお、詳細については、町ホームページで公開しておりますのでご覧ください。

■条例と法律の関係について

- ① 規制基準の違反は、事業者の自発的な対応を促し、段階的な措置をとります。
- ② 法律に抵触しない内容の規制基準違反は、最終的に公表までいきます。
- ③ 法律に抵触する内容の規制基準で公表までいったものは、さらに法律での処罰の対象になります。
- ④ 条例の対象外の法律違反は、法律で処罰されます。



問合せ／農業政策担当(内線1411・1412)

融雪期における、家畜排せつ物の適正な管理の徹底を!

長い冬も終わり、北海道にもようやく春が訪れようとしています。

毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿やれき汁の河川流出などの危険性が高くなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検するとともに、適切な家畜排せつ物の管理に努めましょう。

問合せ／酪農畜産担当(内線1417)

住宅用太陽光発電システムの導入を支援します!!

平成26年度 別海町住宅用太陽光発電システム補助事業



町では、環境保全及び地球温暖化防止に資するため、住宅に太陽光発電システムを設置される方に対して補助制度を設けています。住宅用太陽光発電システムの設置を検討されている方は、農業施設担当までお問い合わせください。

1. 補助対象要件

次の要件を満たす場合が対象となります。

- (1) 町民及び町民となる予定の方で、町内に住宅用太陽光発電システム（最大出力の合計値が10kw未満のもの）を新たに設置する方もしくは自ら居住するため、住宅用太陽光発電システム付の住宅（新築のものに限る）を購入する方。
ただし、補助金交付決定通知前の着工は補助対象になりませんのでご注意ください。
- (2) 本人及び同居の家族が町税等を滞納していない方。
- (3) システム設置後3年間、その利用状況等を報告していただける方。
- (4) 町外の事業者が工事を施工する場合には、町内の事業者が建設工事または電気工事に携わること。
- (5) 農業用施設用地に設置する場合、農業委員会による現況確認及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外手続きが必要となります。（申請から許可まで3カ月程度を要します）
- (6) 中山間協定農用地に設置はできません。

2. 補助金の額

町が交付する補助金の額は、1kwあたり4万円を乗じて得た額です。（kw小数点以下第2桁未満は切り捨て）ただし、補助金の額の上限は20万円です。

3. 申請手続き等

- (1) 申込みは平成26年4月1日(火)から随時受け付けます。
※先着順に交付決定し、予算枠に達し次第受付を終了します。
- (2) 申込みの際は、必要書類を添付のうえ、「補助金交付申請書」を提出してください。
- (3) 住宅用太陽光発電システムの設置が完了した際は、速やかに必要書類を添付のうえ、「設置報告書」を提出してください。
- (4) 補助金は、(3)の報告書の内容を審査し、住宅用太陽光発電システムの設置確認後に金額を確定し交付します。
 - システム設置の確認については、ご自宅を訪問させていただくことがあります。
 - 補助金は口座振替となります。補助金交付請求書を提出してください。
 - システム設置後、3年間ほど運転状況の確認をいたします。

4. その他

交付条件等、詳細は、町ホームページまたは農政課に設置している別海町住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱を必ず確認してください。
問合せ／農業施設担当（内線1415）

河川環境保全事業に要する補助金の募集について

町では、平成20年度から別海町清流保全基金を設け、町民が行う豊かで清らかな川づくりなど河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しています。

平成26年度において当該事業を実施する団体等を次のとおり募集します。詳細については、下記までお問い合わせください。

■補助金対象経費：河川の植樹事業に係る経費、河川及び河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費。

■補助率：1/2以内、(上限30万円)

■募集期間：4月1日(火)～4月30日(水)

※募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ／みどり担当（内線1611・1612）



ヒグマに注意!



4月5日(土)から5月11日(日)は、春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多く、5月以降には、小グマは母グマから独立し、まだ好奇心旺盛で警戒心が薄く、人里付近に出没しやすいことが予想されます。

山菜採りが盛んになる季節を迎えるにあたり、野山に入るときはヒグマに対する注意（例：複数行動、音を立て存在を周知、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど）を怠らないようお願いします。

また、町内のヒグマ出沒情報は、別海町ホームページ（アドレス<http://betsukai.jp/>）の地域安全情報システム「まもメール」内「ヒグマの出沒情報」でも確認いただけます。

なお、ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、情報提供にご協力ください。

（昨年度、別海町内での目撃情報は20件ありました。）

問合せ／みどり担当（内線1611・1612）

水道料金・下水道使用料が変わります



平成26年4月1日より、国の消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、水道料金・下水道使用料を別表のとおり改定します。

適用となるのは、5月検針分（6月請求）からとなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〈別表〉

1 水道料金(月額)

区分	用途	基本料金		超過料金 (1㎡増すごとに)
		基本水量	基本料金	
計量給水	家庭用	5㎡まで	965円	178円
	業務用	10㎡まで	1,965円	201円
	営農用	60㎡まで	6,480円	90円
	浴場用	80㎡まで	7,084円	88円
	準公共	使用水量1㎡につき		201円
	牧場用	使用水量1㎡につき		90円
	臨時用	使用水量1㎡につき		332円
	季節用	使用水量1㎡につき		332円

2 水道メーター使用料(月額)

口径	使用料	水道使用者がメーターボックスを設置している場合 (1月につき)
13mm	432円	329円
20mm	550円	448円
25mm	572円	469円
40mm	788円	633円
50mm	2,916円	2,762円
75mm	3,276円	3,122円

※休水中でも、メーター使用料がかかります。

3 下水道使用料(月額)

区分	用途	基本料金		超過料金 (1㎡増すごとに)
		基本水量	基本料金	
計量排水	家庭用	5㎡まで	878円	162円
	業務用	8㎡まで	1,404円	162円

問合せ／管理担当(内線4513・4514)

平成26年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込みについて

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいの方で、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しております。

希望される方は、交付条件等をご確認のうえ、本申込書を提出してください。(申込みは設置者本人とします。)

1 補助金交付条件

◆補助対象者

①別海町民で下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する方で、平成26年度内（平成27年3月まで）に確実に設置を完了できる方。

※新築・増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置及び単独浄化槽からの切り替えが対象

②町税等を滞納されていない方。

③過去に本補助金の交付を受けていない方。(世帯員含む)

④法令に基づき、適正な維持管理をされる方。(法定検査・保守点検・清掃等)

※法定検査受験拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。

◆補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事及び付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して以下の補助上限額に基づき補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際にかかった費用を補助限度額とします。

◆補助限度額（今後変更することもあります）

5人槽／960,000円 7人槽／1,160,000円 10人槽／1,480,000円

2 提出書類

①合併処理浄化槽設置整備事業申込書

*本面をコピーしてお申し込みください。また、町のホームページからもダウンロードすることができます。

②町税等を滞納されていないことが確認できる書類（完納証明書）

③設置する住宅の面積がわかる書類（住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳等）

④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期間

4月1日(火)～4月30日(水)〔期間厳守〕

4 その他

◇提出書類②及び③については税務課、④については町民課にて取得できます。

◇アパート・社宅等は補助金交付対象外となります。

◇年度の予算は限られておりますので、申込が多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

平成26年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職 業	
氏 名	印					
住 所					電話番号／FAX	
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
その他の 特記事項	工事期間予定					
	(着手) 平成 年 月 ～ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数		
	m ²	箇所	箇所	箇所		
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人		
	居住者増減の理由					

提出先・問合せ／維持担当（内線4517）

浄化槽とは？

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設です。しくみは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

きれいにされた水は、家の周りの排水路や小川に放流されるため、きれいな川が戻ってきます。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

台所、洗面所、風呂場からの水は、食品の残渣、洗剤や衣服の汚れなどが含まれ、トイレからの水よりも汚れています。汲み取り式トイレの家庭も、単独処理浄化槽が設置されている家庭もこれから早急に「合併処理浄化槽」を設置して、家庭から出る汚れた水をきれいにしてから放流することが大切です。

◆浄化槽の年間維持管理費等の目安

	5人槽	7人槽	10人槽	備 考
① 7条検査手数料	13,000円	13,000円	13,000円	浄化槽を設置した初年度のみ
② 11条検査手数料	8,000円	8,000円	8,000円	浄化槽設置2年目以降毎年/1回
③ 保守点検料	20,417円	22,356円	24,300円	
④ 清掃代金	5,940円	5,940円	5,940円	
⑤ 清掃時水道料金	30円	40円	50円	浄化槽清掃時に浄化槽設置家庭の水道水を使用
⑥ プロ電気代	10,200円	10,900円	15,600円	自然流入、自然放流、100V、24円/kwhで計算
⑦ 汚泥汲み取り料	6,600円	9,400円	16,300円	4.51円/ℓで計算した場合のおおよその目安
⑧ 消毒用薬剤料	4,000円	5,000円	6,200円	状況に応じて補充が必要となります。
⑨ その他(減価償却費等)	10,400円	10,400円	10,700円	ダイヤフラム(消耗品)の代金及び交換工賃等他
⑩ ①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ 初年度維持管理費計	60,187円	66,636円	81,390円	
⑪ ②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 次年度以降維持管理費計	65,587円	72,036円	87,090円	

※1 上記金額は、通常の使用状態における各人槽ごとの一年間にかかる浄化槽維持管理費の平均的な目安であり、使用状況、使用水量等により変動します。(①～④の部分については定額)

※2 浄化槽汚泥汲み取り時に業者へ立会いを依頼する場合には、上記記載以外の料金が発生する場合があります。



問合せ／維持担当(内線4517)

郷土資料館だより ふるさと講座・歴史系

郷土資料館から

歴史の道を歩く～江戸時代のノツケ! 野付通行屋・番屋跡遺跡を訪ねる

道内でも珍しい江戸時代の遺跡を訪ねます。野付半島の春の息吹も感じられると思います。

- 日時 4月19日(土)午前9時30分～午後1時
- 場所 野付半島(集合・野付半島ネイチャーセンター2階)
- 講師 別海町郷土資料館 主査 石渡 一人
- 定員 20名(電話・FAX・メールにて氏名・電話番号を4月18日(金)までにご連絡ください。)
- その他 長靴を必ず着用ください。草分け道や海岸を5kmほど歩きます。



別海の歴史と自然「野付通行屋と漁番屋群」

野付通行屋は幕府の蝦夷地直轄に伴う陸路・海路の整備を目的に寛政11年(1799年)に野付半島の先端付近に設置され、国後島や根室・厚岸・目梨方面の交通の拠点としての役割を持っていました。通行屋、下宿所、蔵などが建てられ支配人とその妻、アイヌの人足が詰っていたようです。

安政年間頃(1854～1859年)にこの通行屋の支配人をしていたのは、「加賀家文書」を書き残した加賀伝蔵で、松浦武四郎による記述など多くの文献史料に登場します。その中でも畑を開き作物を栽培したとの記録があり、現在でも野付通行屋跡遺跡には、畑の畝跡が広い範囲で確認することができます。その他、建物跡やお墓も残り、当時の生活に思いをはせることができます。

さらに対岸の外海側には、漁番屋群があり、春の鯨漁の時期になると根室地方の各番屋から人々が集まり、居小屋、蔵などが50～60軒建ち並び出張番屋群が形成されました。満潮時には海水下ですが、食器や鉄釜などの多数の遺物が散乱しており、道内でも、遺跡と文献史料が残る珍しい場所となっています。

4月の休館日 1日・7日・9日・15日・16日・21日・23日・29日

5月の休館日 3日・4日・5日・6日・12日・17日・18日・26日・31日

問合せ／郷土資料館 TEL・FAX 75-0802 メール kyoudo@betsukai.jp